

(別添3)

審査基準・標準処理期間

所属名	商工労働観光部中小企業総合支援課
内線番号	4826

No.	項目	内容
①	処分名	事業協同組合の責任共済等に関する共済規程の変更・廃止の認可
②	法令名	中小企業等協同組合法
③	法令番号	昭和24年6月1日法律第181号
④	根拠条項	第9条の6の2第4項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:山城広域振興局長、南丹広域振興局長、中丹広域振興局長、丹後広域振興局長)
⑥	法令の定め	第9条の6の2第4項 共済規程の変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
⑦	審査基準	・中小企業等協同組合法第9条の6の2 ・「事業協同組合等の共済事業向けの総合的な監督指針」(令和3年3月17日 中小企業庁)
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)申請のあった日から1月以内
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	申請のあった日から1月以内
⑫	問合せ	中小企業総合支援課 (075-414-4826)
⑬	備考	